食い違う署長の答弁

抗議団大牟田警察へ抗議

遠藤分会長不当解雇の抗議大会は去る十七日おこなわれたが、警察官を交えた盗聴事件で問題は大きく発展した。すでに炭労大会でも問題を重視し緊急動議として取上げ、抗議団を編成して、本店、警察庁に抗議するほか、また衆議院法務委員会ではこの問題で当局を追及している。一方、山元では去る二十四日戦術委員、政治局による抗議団を編成、再度大牟田警察署へ抗議をおこなつた。

を編成して抗議をおこなう。抗議団は政治局員より酒井県議、松本福川の各市議、それに戦術委員のメンバーである。

警察側から桜井署長のほか警備課長、次長、県本部の警備係など数名が出席した。

まず、久保田副組合長は警察官が正常な労使問題を盗聴したことについて四点に分けて抗議し回答を求めたが、十七日におこなつた抗議回答から進展した答弁はみられず、あくまでも違法ではないの一点張りであつた。

以下抗議の内容を概略すると。

組合　この前町田部長が言明したことと署長の言葉には違違いがあるが、これはどうか。（前日町田部長はクラブに上司の命令で行つたと述べている）

警察　喚い違いはない。

組合　誰れに許可を受けてクラブに入つたのか。警官であろうと無断では入れないだろう。

警察　とに角、無断では入つていない。従業員の方にいつて入つた。町田部長はあの日だけ行つたのではなく、数回すでにクラブには行つている。

組合　普通の状態ならそれでよいが、あの日は受信機もあり、何か特別なことがあつたと思う。ああいう状態の中で行つたのは問題だ。

警察　結果的にああいうことになつたと思つている。

組合　周囲の状況からかんがえても、会社と事前に連絡がなく無関係だつたとは考えられぬし、常識としても警察官が港クラブに行くはずはない。

また、港クラブの二階にどうして三輪人事係長がいることがわかつたか。三輪さんはいつも人事が定位置だ。そして二階にノコノコ入つたのも考えられん。普通のお客は下に応接室があつて二階は寝室だ。

警官　部長はいぜん数回クラブに行つており、内部をよく知つていた。

常識では考えられぬ

組合　例え入つても、受信機のあつた所に長時間会社の幹部と一緒にいることなど、常識では考えられん。

警察　そう悪いことではないと考えている。

組合　警察官は不法な行為が起ると判断されるので行動するのか、またはそういうことが予測されたことで行動するのか、どちらか。

警察　その両方だ。労使間の問題でもそういうような犯罪はありうる。

組合　たまたま盗聴機があつたので部室から引上げずにおつたということだが、われわれは問題が起つたときに警察官は行動するものと思うがどうか。

警察　犯罪が起ろうという時には出ていくこともある。

組合　労使間にそういうことが起るということを前提として考えているか。

警察　多数の組合員の前に少数の会社幹部を出して話合つているのだから、何かのキツカケで不法事件があると予想したわけだ

組合　だがそういう時、警察官は盗聴してよいのか。

警察　この場合は盗聴ではないと考える。抗議場との連絡通信手段だと思う。それをじつと聞いておつた。

盗聴でなく連絡だ

組合　当然なことだというわけだな。現地の警備課長は機械があるのが事前にわかつていたら部室に入つたかどうかわからんといつているが、貴方のは当然だということで積極的だが、詳しく説明願いたい。

また、労使間の問題を暴動扱いされることは考えていないはずだと思うのかどうか。貴方は正しいといつているが、もう少しハツキリききたい。

警察　私の見解（署長）では正しくないことはないと思う。言葉のやりとりで不法行為が起ることもあるから。

組合　交渉は公開の場所だ。聞きたければいろいろ手段はある。それにもかかわらず、こういうことをやつたが、さつき正しいといつたが、それでよいか。

このあと桜井署長が用務のため席を外すことになり、警察側としては責任ある答弁がされないと述べたが、県本部からきていた警備係が、違法でないという言葉を吐いたのを追及して、この日は一応午前十一時半に抗議団は引上げた。

【写真は抗議する組合代表】

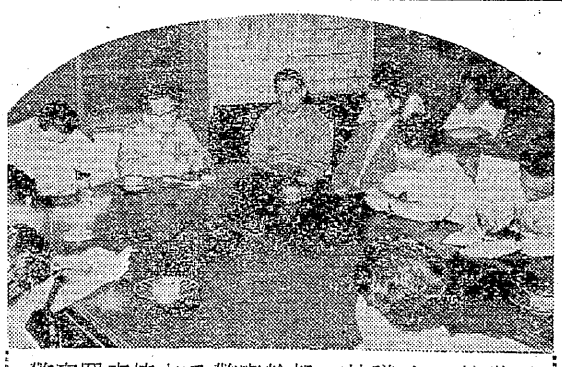

警察署応接室で警察幹部に抗議する抗議団
左より二人目桜井署長、三人おいて副組合長

労働会館で開いた安保条約の学習会

二十三日に本社への抗議に引つづき翌二十四日午前十時半、抗議団

中央委員会で安保学習

早大野村教授を招き

安保改定阻止第三次統一行動は二十五日全国一斉に行動を起したが三鉱労組ではこの日第二回中央委員会を労働会館でひらいた。

委員会終了後、早稲田大学法学部野村教授を迎えて「現在動きつつある労働法改悪の傾向」「一般的な安保条約とその関係」について学習をおこなつた。

岸内閣は安保条約改定を着着と準備をすすめ、選挙戦の有利な展開で、一挙に押し切るハラですすんでいるが、これを阻止する反対闘争も立遅れた感はあつたにしてもすでに第三次行動まで発展し、市議会の反対議決、職場での一斉抗議大会、市民大会などつぎつぎと高まつている。

世論の高まるにつれて政府も態度を硬化させているが、この闘争を全国民の闘いに盛上げるかどうかが闘いを勝利に導くカギとなつているだけに、われわれもますます討議を起して、一般に呼びかけ警職法反対闘争以上の関心を高めさせなければならない。

警職法しのぐ闘いへ

安保と合理化で総評討論集会

総評の「合理化反対・安保改定阻止討論集会」は十二、十三の両日静岡県熱海市網代温泉にさん下参産と地評などの代表約百六十人が集まつてひらかれた。

総評はこの夏から秋にかけての闘いの中心に、合理化反対と安保条約改定阻止をすえているが、これらの問題にたいする統一的な理解を深めるとともに、反対闘争を全国に徹底させるためひらかれたものである。

集会ではまず「技術革新と労働者」技術評論家星野芳郎「安保条約改定の軍事的ねらい」軍事評論家林克也など学者、評論家四氏の講演と、各単産それぞれに現われている合理化の実態が報告された。

炭労は三菱、住友など大手四社をはじめ、石炭産業全体にでている企業整備の内容とこれにたいする反対闘争方針を、合化労連はスクラップ・アンド・ビルド（開鎖と新設）の形が技術革新の進行とあいまつて一般的に現われ、それがどんなに労働条件にしわよせされているかを、つづいて鉄鋼、国鉄全電通もさまざまの形ですすめられている合理化の実状を明らかにした。

会場では、これらの報告や講演の中から闘い方をつかみ取ろうと、熱心にノートする参加者の姿が目立つた。集会は閉会間ぎわの一時間たらずを討論の時間にあてたがこの中で「職場での労使協調や臨戦体制、つまり年間臨給、安定賃金を許しでいては、ハタをふつても叫んでも安保反対の闘いは組めない。安保反対ではオイ・コラ式のうまい宣伝文句がないというが単産幹部が勇敢に職場の問題を掘り起すことで、安保の本体をハダでつかみ取ることができる。総評も低姿勢をやめて大上段のかまえを出してほしい」（愛知地評）という発言や「二十五日の第三次統一行動を、警職法の十一・五に匹敵するものにしていこう」（熊本県評）との訴えに参加者の大きな共感をよんだ。

沖縄代表も加わつて

平和大行進　与論島を出発

平和大行進九州コースは天候の状況で予定より遅れ、十六日午後五時大島運輸のあけぼの丸で奄美郡島最南端の与論港を出発した。

これより先午後一時、代表団日本原水協西本あつし、沖縄原水協親富祖喜繁（おやふそ・ぜんぱん）名瀬市職委員長真鍋松男の三氏は島民多数の出迎えを受けて同島に到着、浜辺で大会を開いた。大会には老若男女約三百人が集まり、西本さん、親富祖さんのことばを熱心にきき入つた。ついで一行は同島員須久（ぐすく）山上にのぼりすぐ目の前の沖縄と午後三時を期して合図のノロシをあげた。そして五時一行は山下村長ほか島民の見送りをうけて出発した。

一行は同日沖永良部（おきえらぶ）島に上陸、同島大山にある米軍レーダー基地一周行進ののち二十日奄美大島着、同島で行進、大会を行い、二十六日鹿児島着、翌二十七日鹿児島市役所前を出発、九州縦断コースを一路広島へ向う。

この一行は七月十四日大牟田に到着する。

値上げを撤回せよ

消団連の全国会議開く

新聞代値上げ反対運動をひろげるため消団連（全国消費者団体連絡会＝主婦連、日生連、総評など八団体）の第六回全国代表者会議は六月十七日東京、四谷の主婦会館で開かれ、全般的物価値上げの中心である新聞代の不当な値上げを新聞社が撤回し、読者側との協議のうえ適正な価格を出すまで強力に運動を拡大するとの方針をきめた。

この日参加者は全国から主婦をはじめ生活協組、労組などの代表約三百人。値上げ分不払いとあわせてアンケート活動（山形）生協、主婦協で値上げ分一時預りの大衆運動（福島）署名運動（東京）など、さまざまの経験を交流したがこの中で「公取委の審決が出るまでは」という運動のかたちが、運動を大きく広げるために効果があつた反面、公取委の審決に一切をたよつてしまう弱さにもなつている点が指摘された。そして討論の末、あくまで物価値上げ反対運動としてすすめていく基本的態度を確認し、方針をきめた。

会議はさいごに運動拡大をうたつた決議を採択したあと、各新聞社にバスを連ねて集団陳情した。

なお公取委はすでに証拠調査を終り現在委員会（判事側に当る）で協議中であるが、中村委員長代理が外遊中であるため何らかの結論が出るのは中村氏帰国をまつて七月上旬になる公算が強いとみられている。一方、値上げ反対運動はすでに総評が幹事会で積極的推進をきめたほか、日教組、炭労などもそれぞれ大会できめており、運動は一だんと発展することになろう。

日本政府に国際的非難

春闘いらいILO条約八十七号（結社の自由と団結権）批准の闘いは急速に盛り上つているが、十六日、第四十三回ILO総会（ジュネーブで開催中）に出席した宗樹全逓副委員長の帰国で、批准を引きのばしている日本政府の労働取策は国際的にも大きく非難されていることがつぎのように明らかにされた。

一、各国の労働者側代表は、日本政府が関係法規の改悪や全逓の解雇役員改選を条件に、条約批准をひきのばしていることを非難し日本の労働者に同情をよせた。

一、条約勧告適用委員会でも、つぎの内容が議事録にのせられ総会に報告されることになつた。

(1)公労法四条三項、地公労法五条三項はILO条約に違反しており、日本政府が組合の人事に干渉していることの不当性が追求された。

(2)近い時期に、公労法四条三項、地公労法五条三項を廃止するよう希望を表明する。

(3)全逓の解雇役員問題を理由に、条約批准ひきのばしをはかつていることは国際通念上からも認められない。

(4)条約批准の時期、方法を明らかにしないかぎり、日本代表の理事会議長就任には反対である。

職場闘争について

宮浦　本村生

総会資料の組織作りの中で「考え方の統一から行動の統一はうまれてくる」といつてありますが、この点各支部、各山間の交流情宣が多大な効果をおさめていることはいうまでもありません。ますますこんどの成果に期待したいものです。その中で、各職場で内部情勢もいろいろ興つてくるでしようし、その目的が各職場の「実情の交流」によつて組織を強化し、労働運動のよりよき発展を望むことにあるならば、従来の情宣メンバーに委員クラスの人達も含めた情宣方法も、なお効果的ではないかとの考え方もありますがどうでしよう。

分会長解雇問題も、さる十六日よりの炭労大会で討議されてきたようですが、こんど統一闘争で長期にわたつても全労働者の問題として・撤回要求をしなければならないことはいうまでもありません執行部の情宣にまつまでもなく、労資の対立の場が中央より職場に移つてきたということは、「職場闘争の必然的な発展が、その法的否認という形をとつて、労資の対立の新しい焦点を形成しはじめた事実は、労働運動における主要な闘いの場がすでに職場に移つていることを立証している」といわれているようにこのことは資本家も十分知つているはずです。

今回の企業整備案にしても、長期協定の一方的破棄であるとの見解にわれわれは立つていましたがこんどの山元交渉でどんな協定が結ばれようと、会社の都合したいでその協定なるものも、いつ侵害されるか、ここに疑問がおこつてきます。こう考えると各職場、各地域において協定を具体的にまもらせるための権利闘争が、つねに必要になつてくることは当然のことでありましよう。ところで、この重要な闘争のあるいは活動のなかで、未経験より生じるところの低姿勢、あるいは戦術上の後退など多分にあることと考えられますが、これについては当然執行部も堂々と批判をし指導をしていただいていると考えますが、いわゆる執行部と各職場間とのパイプに「フイルターは一切不要」であろうと思います。ということは何も幹部いぞんの考え方からくるのではなく、職場としては上部機関と一体となり、より大きい成果を上げたいと希望するからであります。

五月三十一日付「みいけ」の本所吉田さんの「職場に組合をつくろう」とのご意見にはもちろん賛成ですが、それにはやはり適切な「指導と訓練」がつねに必要だと考えておりますが……大衆を基盤とする職場活動は、自然成長性にまつことが本来の姿でありましようが、職場組織の強化がとくに必迫している今日、ひくい水準の職場にこそ重要な意味がふくまれているという観点にたつて、その態勢を整えることが急務だと考えます。